

事務連絡

平成 23 年 3 月 13 日

病院・診療所  
訪問看護ステーション

} 殿

厚生労働省医政局政策医療課

## 緊急通行車両確認標章の発給等について

在宅医療の提供および質の向上にあたりましては、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省におきましては、3月11日の三陸沖を震源とする地震の発生に伴い、厚生労働省災害対策本部を設置し、対応を図っているところであります。

その一環として、往診・訪問診療および訪問看護を提供する車両に対し、標記の措置を講じましたので、よろしくお願い致します。

被災地において、往診・訪問診療および訪問看護を提供する際、必要に応じて、同事務連絡を最寄りの警察署に提示して「緊急通行車両確認標章」を発給してもらい、当該確認標章を検問等で提示するようお願い致します。

また、各警察署において、当該確認標章の発給手続きを行う際には、申請者に関する輸送車両ナンバー、運転手の所属及び氏名の確認が警察署から厚生労働省医政局政策医療課に対して電話で行われ、その結果を踏まえて発給されることとなりますので、ご了承ください。

なお、当該「緊急通行車両確認標章」の発給を受けることなく、当課事務連絡だけを持参し検問等に行くことは、交通混乱を引き起こすおそれがあることから、くれぐれも控えていただくようお願いいたします。

連絡先	厚生労働省医政局政策医療課	山岸・伊藤
	TEL 03 (5253) 1111	内線 2661
		03 (3595) 2285 (夜間直通)
	FAX 03 (3580) 9644	(当課直通)